

議案第 37 号 三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

令和 6 年度の国保事業費納付金を県に納付するために必要な保険税額を確保するため、三田市国民健康保険運営協議会の答申を受け、令和 6 年度の国民健康保険税の税率改定にかかる規定について所要の改正を行うもの。

【関係法令】

- ・ 三田市国民健康保険税条例

【内 容】

この条例は地方税法の規定に基づき、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者に対して行う課税について規定したものである。

国民健康保険の県内広域化に伴い、兵庫県から提示された国保事業納付金を納付する必要があることから、納付金を確保するために必要な保険税率について、三田市国民健康保険運営協議会からの答申を受け、税率改正を行う。

(現行税率)

区分	医療分	支援分	介護分	計
所得割	6.92%	2.61%	2.49%	12.02%
均等割	27,600 円	11,000 円	11,700 円	50,300 円
平等割	21,200 円	8,000 円	6,000 円	35,200 円

(改定税率)

区分	医療分	支援分	介護分	計
所得割	6.98%	2.73%	2.61%	12.32%
均等割	29,100 円	11,700 円	12,800 円	53,600 円
平等割	21,300 円	8,300 円	6,400 円	36,000 円

【施行期日】

令和6年4月1日とする。

【適用区分】

税率改定については、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については従前の例による。

【予算措置】

令和6年度国民健康保険事業特別会計の歳入に(款)国民健康保険税、(項)国民健康保険税、(目)一般被保険者国民健康保険税として計上予定。